

自転車安全運転利用五則

自転車は道路交通法上「軽車両」です。
くるまと一緒!! 守るべき交通ルール!!

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



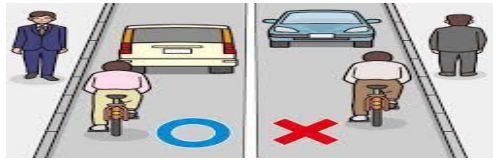
以下の場合には歩道を通行する事ができます。

- ・13歳未満の子供
- ・70歳以上の高齢者
- ・身体の不自由な人
- ・「普通自転車歩道通行可」標識等があるとき
- ・道路工事などで普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。



2 車道は左側を通行

車道はもちろん、路側帯も左側を通行しましょう。
一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行(逆行)する場合も同じです。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する際は、歩行者に注意してすぐに停止できる速度で運転しましょう。
歩行者優先が大原則です。



5 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。
幼児をシートに乗せるときも着用をお願いします。



4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進走行の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守
一時停止の場所では必ず止まって安全確認
傘・携帯電話・ヘッドホンイヤホンなどを使いながらの運転は危険です。



2018年 高尾交通安全協会 9月～ 行事予定

9月15日	火のまつり 交通安全祈願パレード
9月21日～30日	秋の全国交通安全運動
10月中旬	八王子ロードレース大会
11月初旬	秋の交通安全運動に伴う表彰式
11月17日、18日	いちよう祭り 街頭配置
12月1日～7日	TOKYO 交通安全キャンペーン
12月17日～22日	年末特別警戒
2月10日	夢街道駅伝警備
3月30日	市民のつどい 交通安全パレード
3月～6月	新・旧 指導員講習会

高尾署管内交通事故 (本年8月7日 現在)

発生件数	本年	前年	増減数
発生件数	200	184	+16
死者	1	0	+1
負傷者数	220	214	+6

高尾山の花をご紹介します



しろばなやまはっか
白花山薄荷

シソ科・ヤマハッカ属
開花期・9月

ヤマハッカの品種で白花の事です。葉の形が薄荷に似て山野に咲く事から「ヤマハッカ」の名前があります。葉腋から花柄を出し唇形花の花を何段にも付けて咲かせます。山地の草地や林縁に普通に見られますが「白花ヤマハッカ」は稀にしか咲きませんので、是非探して見て下さい!

〈お問い合わせ先〉高尾交通安全協会

〒193-0844 東京都八王子市高尾町 1735-1
TEL 042-667-3500 FAX 042-667-2877
ホームページ <http://takaoankyo.net>



高尾交通少年団★団員募集
中!

高尾の街のすみずみに
交通安全の輪を広げる
活動に是非ご参加下さい!

詳しくは、高尾警察署交通総務

TEL 042-665-0110